

「美幌町いじめ防止基本方針」改定概要

1 改定の趣旨

「美幌町いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法の施行及び国のいじめ防止等のための基本的な方針並びに、北海道いじめ防止基本方針（平成26年8月）に基づき、いじめの防止早期発見やいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年6月に策定し、その後、平成29年3月国の基本方針及び平成30年2月北海道いじめ基本方針の改定を受け、本基本方針の改定を行いました。

今般、令和5年3月北海道のいじめ基本方針の改定を受け、本基本方針を一部改定するものです。

2 主な見直し内容

①北海道いじめ防止基本方針の改定の趣旨

- ・ いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に、一層の危機感をもって取り組むため、基本方針の一部を改定する。

②北海道いじめ防止基本方針の主な改定のポイントについて

- ・ 望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ・ いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
- ・ 法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底
- ・ 法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ・ 学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
- ・ 警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ・ 法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
- ・ 重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
- ・ 地方公共団体の総合教育会議による協議・調整 等

③美幌町いじめ基本方針（令和7年1月改定）

- ・ 望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実

「第2 いじめの防止等のために美幌町が実施する施策について」

3 教育委員会の取組み

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

②学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。

- ・ いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ・ 学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底

「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方について」

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（8）児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、災害により避難している児童生徒等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

4 いじめ防止に向けた方針 各学校として

（1）校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

「第2 いじめの防止等のために美幌町が実施する施策について」

3 教育委員会の取組み

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

③学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

⑩「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進

「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方について」

4 いじめ防止に向けた方針

各学校として

(4) 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

保護者として

(5) 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めます。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意します。

・法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底

「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方について」

4 いじめ防止に向けた方針

各学校として

(5) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。

・警察等の関係機関との連携による事案への対応

「第2 いじめの防止等のために美幌町が実施する施策について」

3 教育委員会の取り組み

(2) いじめの対応に関すること

②学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る必要があることを学校に指導します。また、美幌町生徒指導連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

・重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援

「第4 重大事態への対処について」

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針や道の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと対応します。

学校又は教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）に沿って速やかに対応します。

・地方公共団体の総合教育会議による協議・調整等

「第4 重大事態への対処について」

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

教育委員会が調査を行う際には、「美幌町いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」）を招集し調査にあたります。必要に応じて、専門委員会の委員長は、事案に応じて適任と思われる委員を選出し、調査を行います。

児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、町長の判断により、緊急に「総合教育会議」を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行います。